

号証	標目 (原本・写の別)	作成年月日	作成者	立証趣旨	
甲82	逐条日本国憲法審議録 (一) [増訂版] (抄)	写	1976. 1. 30	清水 伸	日本国憲法が国民主権、基本的人権の尊重、「個人の尊重」を基本原理として歴史的背景について、国家ではなく個人に重点をおいた視点への切り替えが日本国憲法(当時は案)の生まれてきた由来であることが、帝国議会で憲法制定について議論された際に金森徳次郎国務大臣が説明していたこと。
甲83	世界人権宣言15条2項と恣意的な国籍剥奪禁止	写	2023. 4. 15	近藤敦	外国国籍に帰化すると原国籍を自動喪失する制度を持つオーストリアは、自動喪失の例外を設けており、子どもの最善の利益のために、未成年者が外国に帰化してもオーストリア国籍を保持することを認めていること。(75頁) 国籍立法の内容は各国に委ねられているものの「恣意的(専断的)な国籍剥奪禁止原則」「差別禁止原則」「無国籍防止原則」という3つの原則によって拘束されるのであって、完全な自由裁量ではないこと。(68～72頁) 国籍法11条1項は合憲とした東京地裁判決及び東京高裁判決の誤りと、憲法の体系的解釈によるなら国籍法11条1項は違憲無効であると判断されるべきこと。(55～80頁)
甲84	行政事件訴訟における調査検討・審理運営の在り方について (抄)	写	2024年	岩井伸晃	最高裁判所による上告棄却・上告不受理の例文決定は、上告人・上告受理申立人の主張を認めない、という最高裁判所としての法的判断を示したのではなく、争点に関する原審の判断を是認したものでないこと。